

入札参加資格登録をされている皆様へ

お知らせ

低入札価格調査制度対象工事における意向確認の要件化について

令和6年度発注案件より、大阪府環境農林水産部が発注する低入札価格調査制度対象工事において、大阪府電子調達システムによる入札書の提出時に低入札価格調査資料の提出意向を確認することとしたので、お知らせします。

なお、低入札価格調査及び審査は従来通りです。

入札書提出時に、点線（赤色）で囲われた部分の【低入札価格調査 意向確認書】において、提出意向を選択してください。

<大阪府電子調達システム 入札書作成・提出画面>

大阪府 2016年12月07日 13時00分 大阪府 電子調達システム

入札情報サービス 電子入札システム 検証機能 質問回答

入札書

総務部契約局

●●●●●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●●●●●●

1回目

平成●●年●●月●●日 ●●時●●分

入札金額半角で入力してください

(入力欄) (表示欄)

円(消費税及び地方消費税相当額を除く)

円(消費税及び地方消費税相当額を除く)

円(消費税及び地方消費税相当額を除く)

円(消費税及び地方消費税相当額を除く)

内訳書

内訳書追加

参照

※ 添付資料の送付可能サイズは2MB以内で、1ファイルのみ添付可能です。
尚、添付ファイルは、ウイルスチェックを最新版のチェックデータで行って下さい。

上記工事の入札書記載の金額が、低入札価格調査基準価格を下回った場合に、あらかじめ定められた低入札価格調査に必要な資料を提出するかどうかについては、次の通りです。

【低入札価格調査 意向確認書】

※(1又は2を選択し、○にチェックしてください)

入札書記載金額が低入札価格調査基準価格を下回った場合は、低入札価格調査に必要な資料を

1 提出します。

2 提出しません。

この確認書の提出者に関する事項、工事名、低入札価格調査資料を提出する意向の有無、問い合わせ先は、すべて記載すること。入札書記載金額が低入札価格調査基準価格未満となり、低入札価格調査に必要な資料について「○2提出しません。」を選択している場合、又は、この意向確認書により低入札価格調査資料を提出する意思が確認できない場合は、入札書を無効とします。

業者番号 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

商号又は名称 ●●●●●●●●●●●●●●●●●● (株)

代表者名 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

<連絡先>

連絡先名称(商号等) ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

氏名 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

「1 提出します」
「2 提出しません」
どちらかを選択してください

◇入札書記載金額が低入札価格調査基準価格未満となった場合の注意事項◇

「1 提出します。」を選択した場合、従来通り調査及び審査を行います。なお、指定した日時までに調査資料を提出しなかった場合、失格(※)となります。

(※) 失格通知を受けた日から3ヶ月以内に公告された環境農林水産部発注工事の入札に参加できなくなります。

「2 提出しません。」を選択した場合、入札書は無効となります。

意向確認の取り扱いについては、大阪府総務部契約局低入札価格調査制度実施要綱（建設工事版）第3条に規定するとおりとなります。

上記要綱：https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34578/00303398/79_teinyusatsu_youkou.pdf